

決 算 審 査 特 別 委 員 会

口 頭 指 摘 事 項 (案)

令和4年12月21日

## 令和3年度決算に係る指摘事項一覧

### 【口頭指摘】

- 1 県立高校内図書室の図書資料充実について (教育委員会)
- 2 美術品の購入について (教育委員会)
- 3 新型コロナウイルス感染症医療環境整備等事業について  
(新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)
- 4 産後ママと赤ちゃんすくすく応援事業について (子育て・人財局)
- 5 鳥取県産業振興未来ビジョンについて (商工労働部)
- 6 男性の育児休業取得について (商工労働部)
- 7 学校給食への県産食材導入支援について (農林水産部)
- 8 がんばる地域支援事業について (地域づくり推進部)
- 9 未収金対応について (病院局)

# 決算審査特別委員会 口頭指摘

(令和4年12月21日)

決算審査特別委員会において令和3年度決算を審査した結果、検討又は改善を要する事項をまとめました。そのうち、口頭指摘についての申し渡しを行います。

## 第1点目は、県立高校内図書室の図書資料充実についてであります。

県立高校各校ごとの図書購入実績額を比較したところ、学校によっては2倍以上の差が生じていました。

現在、図書購入額は各校の判断とされていますが、教育委員会は、各校ごとの図書購入実績についてその閲覧方法を工夫するなど県民に広く公開することで、各校の積極的な予算活用を促し、生徒のニーズに応じた図書資料の充実を図るべきであります。

また、家庭の事情により図書等の購入が難しい生徒もいることを考慮し、各高校間の図書購入費の差が教育格差になりかねないことをふまえ、学校図書資料及び図書室の積極的な活用に向け引き続き取り組むべきであります。

## 第2点目は、美術品の購入についてであります。

鳥取県立美術館整備基本計画においては、「コレクションポリシー（収集方針）の見直しを図り、より広範囲の、国内外の優れた美術作品等の収集を図る」と記述されていますが、収集方針の見直し内容について、県民に対して十分な説明がない中で、令和3年度に1,890万円で購入した美術品8点のうち5点は鳥取県にゆかりのない現代美術作品であり、従来の収集方針にはない作品が購入されています。また、基金により購入を開始した平成9年度から令和3年度までに約12億円をかけて819点の作品を購入していますが、これらの作品に関する県民へのPRが十分に行えていない状況であります。

県民が待ち望む美術館開館に向けて、引き続き美術品を収集していくためにも、基本構想の段階から目指している県民本位の「県民立美術館」という目標を念頭に、美術品の収集方針、収集した作品によりどのような美術館を目指そうとしているのか、県民に十分理解いただけるよう丁寧な説明を行うべきであります。

**第3点目は、新型コロナウイルス感染症医療環境整備等事業について であります。**

新型コロナウイルス感染症への対応のために、医療機関、検査機関へ多くの設備が整備され、医療体制、検査能力が強化されました。

整備された機器の中には、現状でもほとんど使用実績がないものもありますが、今後、感染が収束した際にはさらに利用されなくなる機器が増えることが予想されます。

感染収束後においても、新たな変異株や、新たな感染症の拡大に備える必要があるため、これらの機器や、備蓄された消耗品の有効活用、維持管理、更新をどのようにしていくのか基本的な方針を検討しておくべきであります。

**第4点目は、産後ママと赤ちゃんすくすく応援事業について であります。**

県中部では宿泊型、デイサービス型の産後ケアを行う施設が診療所1か所のみであり、更に出産後3か月程度までの受け入れとされているため、4か月以降の方は東部又は西部の施設まで行かないとサービスを利用することができないなど、地域により利用可能なサービスに格差が生じています。

国においては妊娠時・出産時に合計10万円の経済的支援及び伴走型支援の充実、出産一時金の増額、令和5年度のこども家庭庁の創設、令和6年度の児童福祉法の改正など子育て支援の充実に向けた大きな動きがある中、これらの動向を踏まえつつ、市町村、関係機関と連携し、必要なサービスを地域格差なく提供できるよう、必要な施設の整備を図るべきであります。

**第5点目は、鳥取県産業振興未来ビジョンについて であります。**

鳥取県産業振興未来ビジョンでは、「コロナ危機を克服し、県経済・産業の再生と持続的発展を実現」を基本目標に掲げ、①再生、②発展、③基盤の3つの指針と、6つの再生・発展リーディング・プログラムにより対策を進めていますが、現行のプログラムは製造業、観光業等を中心としたものになっています。

一方、本県の卸売・小売業は、経済センサスによる従業者数が県全体の約2割、県民経済計算による生産額も約1割と製造業同様にウェイトの大きい産業ですが、以前より電子商取引の普及により厳しい状況にあったところ、新型コ

コロナウイルス感染拡大の影響により、従業員者数は平成28年から令和3年で3千人以上減少、事業所数及び売上も他産業に比べ大きく減少と、状況悪化に拍車がかかっています。

本県の経済・産業の再生と持続的な発展のためには、鳥取県産業振興未来ビジョンにおいて卸売・小売業を基盤的産業として位置づけ、新たな戦略を提示し、対策を強化する必要があります。併せて、その戦略を推進するため、卸業・小売業の関係者と意見交換し、具体的な対策について検討、実施すべきであります。

### **第6点目は、男性の育児休業取得について であります。**

県は「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」において、令和7年の男性育児休業取得率30%を目標として掲げていますが、令和3年度に県が実施した職場環境等実態調査では、県内の男性育児休業利用希望者50.3%、取得した方が良いと考えている事業主76.8%、取得した方が良いと考えている男性従業員84.9%に対し、実際の男性育児休業取得率は13.4%（女性取得率86.3%）に止まっており、意向とかけ離れた結果となっています。また、調査結果では、男性の育児休業取得時の課題として、代替要員の確保、他従業員の業務負担が大きいと整理されています。

民間調査においても、育児休業の促進に注力し、制度整備している企業を選びたい就活生が7割以上という結果もあり、県内企業の育児支援に係る社内体制は人材採用活動にも影響がある問題です。

県は「働きやすい鳥取県づくり推進事業」の中で、育児休業を取得しやすい社内体制の見直しについての補助金を整備し進めています。令和3年度実績はゼロとなっています。県内企業の就業規則、職場環境の実態をよく調査し、課題解決のために現行補助制度を点検し、新たな施策の検討を進めるべきであります。

### **第7点目は、学校給食への県産食材導入支援について であります。**

「食のみやことっとり～食育プラン(第3次)～」では、学校給食用食材の県産品利用率について「70%以上で向上を図る」という目標を掲げています。

この目標達成に向けて、学校給食等食材供給システム化促進事業では、市町村が実施する県産農林水産物や加工品の学校給食等への導入に向けた広域的な

供給体制の検討、加工品の試作等に対して助成しています。

しかしながら、平成26年度に1市、27年度に1町が活用したものの、28年度以降は活用実績がない状況であることから、学校給食の主体である市町村などの関係者の意見をよく聞き、地元食材調達への支援等、現場の課題に対応可能な支援制度に改善すべきであります。

### **第8点目は、がんばる地域支援事業について であります。**

令和3年5月の鳥取県山間集落实態調査では、過疎化・高齢化の進展が著しい山間地域に居住する世帯の86.4%が、今の集落に住み続けたいと定住の意向を示されています。

一方、県では住民が将来にわたり安心して暮らせるよう、地域で自主的・主体的に課題解決に取り組む活動などに対して様々な支援制度を設けているものの、本事業における令和3年度当初予算に対する執行率は3割程度にとどまるものであります。

中でも、小さな拠点づくりの次世代リーダーや小規模高齢化集落等への若者定住・集落活性化、地域における生業の人材受入策など、地域の担い手を確保し次世代に引き継ぐための取組や環境整備に係る事業については活用実績がありませんでした。

特に、中山間地域においては農業で生計を立てる高齢者が中心であり、水田など農地の多面的機能を鑑みれば、担い手の不在によって近い将来、耕作放棄地など農地の荒廃と、自然災害や鳥獣被害の蚕食的拡大が危惧されるところであります。

については、県において各地区に設置する中山間地域等サポートチームを核として、農林水産部や市町村と連携して、農業分野からのアプローチも加味しながら地域の実情を把握し、地域課題の解決に取り組む人材の育成・確保、地域運営組織の形成や活動を支援するなど、地域に寄り添った中山間地域振興策を講じることで、将来にわたって安心して暮らせる地域づくりを実現するよう、本事業の活用実績を上げるための工夫・改善を図るべきであります。

### **第9点目は、未収金対応について であります。**

病院局における未収金の中で、病院患者の自己負担分である医業未収金については、各債務者の事情に寄り添った対応を行うとともに、回収困難なものは

外部委託を行うことにより、近年の未収金累計額は減少傾向にあり、取組の成果が伺えます。

しかし、税務調査における職員手当の源泉徴収漏れを起因とした追徴金などの医業外未収金では、令和3年度は未対応であるとともに、過去の未収金対応の記録も不明瞭な状況です。

更に、医業外未収金については、債務者に対し10年以上も督促を行わない事案や担当者任せにした事案があるなど杜撰な対応であり、公平性が求められる未収金対応への姿勢に疑問を抱かざるを得ません。

については、病院局内での情報共有や対応方針の決定など組織的な取組はもちろんのこと、令和3年度から発足された鳥取県税外債権管理プロジェクトチームと実効性のある連携を図りつつ、モラルハザードの助長とならないよう医業外未収金の対応を早期に実施すべきであります。

以上で口頭指摘の申し渡しを終わります。